

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人地域でくらす会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年2月7日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 役員の選任手続について、在任監事の過半数の同意を行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。
- ・ 前回及び前々回の指導監査で指摘した事項で未改善のものがあるので、改善のための措置を講じること。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 令和5年6月13日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが議事録では確認できなかった。</p> <p>については、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、監事からの同意書の徴収又は理事会の議事録への記載により同意の事実が確認できるようにしておくこと。</p> <p>なお、前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「在任監事の過半数が同意したことを今後は理事会議事録に記載します。」と回答しているが改善されていないので必ず改善すること。</p> <p>(法第43条第3項により準用する一般法人法第72条第1項)</p>	<p>今後は、監事からの同意書の徴収又は理事会の議事録への記載により同意の事実が確認できるようにする。</p>
<p>2 計算書類に対する注記について、次の不備があった。</p> <p>(1) 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(米子拠点(障がい)拠点区分用)において、その他の固定資産の記載欄に、減価償却を行わないため記載不要である土地12,956,000円が記載されていた。</p> <p>(2) 法人全体用において、「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」が記載されていなかった。</p> <p>(3) 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(法人全体用の9及び倉吉拠点(障がい)拠点区分用他4つの拠点区分用の8)において、項目名に「有形」の記載が漏れていた。</p> <p>については、計算書類に対する注記は、社会福祉法人会計基準に従い適切に作成すること。</p> <p>(運用上の取扱い25、別紙1、別紙2)</p>	<p>計算書類に対する注記については、社会福祉法人会計基準に従い適切に作成する。</p> <p>また、経理規程第60条(注記事項)を改訂した。</p>

3	<p>倉吉拠点（障がい）拠点区分のヘルパーステーション蔵まち（居宅介護）サービス区分から米子拠点（障がい）拠点区分の本部サービス区分への拠点区分間繰入金252,000円について、事業活動資金収支差額がマイナスであるにもかかわらず繰入れされていた。</p> <p>については、自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるため、ヘルパーステーション蔵まち（居宅介護）サービス区分から本部サービス区分に繰り入れた資金を戻入すること。</p> <p>前々回も文書指摘をしており、その際、貴法人は、「今後は、事業活動資金収支差額及び当期資金収支差額合計の範囲内でのみ拠点区分間への資金の繰入れを行うように是正する。」と回答しているが改善されていないので必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">（障発第 1018003 号第 2 の 3（1））</p>	<p>ヘルパーステーション蔵まち（居宅介護）サービス区分から本部サービス区分に繰り入れた資金252,000円を戻入した。</p> <p>今後は、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において資金の繰入れを行うようにする。</p>
---	--	--